- 第1条 井草会は、府立井草高等女学校・都立井草高等学校において校長・教 頭・副校長・担任を経験した人の葬儀に際して生花またはそれと同等 のものどちらか1つを「井草会」の名前で贈ることができるものとす る。
  - 2 井草会は、井草会の現役役員の葬儀に際して弔電または電子郵便のいずれかひとつを「井草会」の名前で贈ることができるものとする。
- 第2条 第1条の規定により生花またはそれと同等のものを贈るに当たっては、贈ろうとする者(井草会の会員で会費を納入している者に限る)(以下「請求者」という。)は、葬儀当日までに井草会の会計に連絡するとともに、その費用(目安は1葬儀に対して1万5千円(税別)、弔電または電子郵便については3千円(税別))は贈ろうとする者が立替払いし、事後、直ちに生花またはそれと同等のものの領収書(弔電または電子郵便については支払った金額がわかるもの)を会計に提出しなければならない。
- 第3条 第2条の規定により連絡を受けた会計は、常任理事会に領収書を添えて報告し、対象者・費用が適正なものであったかどうかについて承認を受けた上で請求者にその費用を支払わなければならない。但し、香典に係る費用は支出しないものとし、また、受取を辞退された場合には、費用は支出しないものとする。
- 第4条 井草会として葬儀に参列することはしないものとする。
- 第5条 井草会の各委員会の活動に関して講師等に対して謝金を支払う場合、 講師等1人につき3万円(税別)を上限とする。
- 第6条 井草会の会長等が井草高校の公式行事等に出席し、寄付等の支出の必要がある場合、1回の行事につき1万円を上限とする。

第7条 前2条の規定に該当する支出を行う必要が生じた場合には、支出の必要がある者は、原則として事前に、会計に連絡する事を要する。会計は、その支出に当たっては、常任理事会の審査を受け、支出の対象者及び支出額等が適正なものであったかどうかについて、その承認を受けた上で、受領証と引き替えにその費用を支払わなければならない。

附則1 本規程は、平成 8年2月25日より施行する。

附則2 本規程は、平成12年6月11日より施行する。

附則3 本規程は、平成14年7月14日より施行する。

附則4 本規程は 平成24年6月17日より施行する。

附則5 本規程は 平成25年5月12日より施行する。